

「足立区の適正化への取り組み報告」
足立区（東京都）福祉部
介護保険課長 嶋崎 京子

足立区の適正化への取り組み報告

東京都足立区

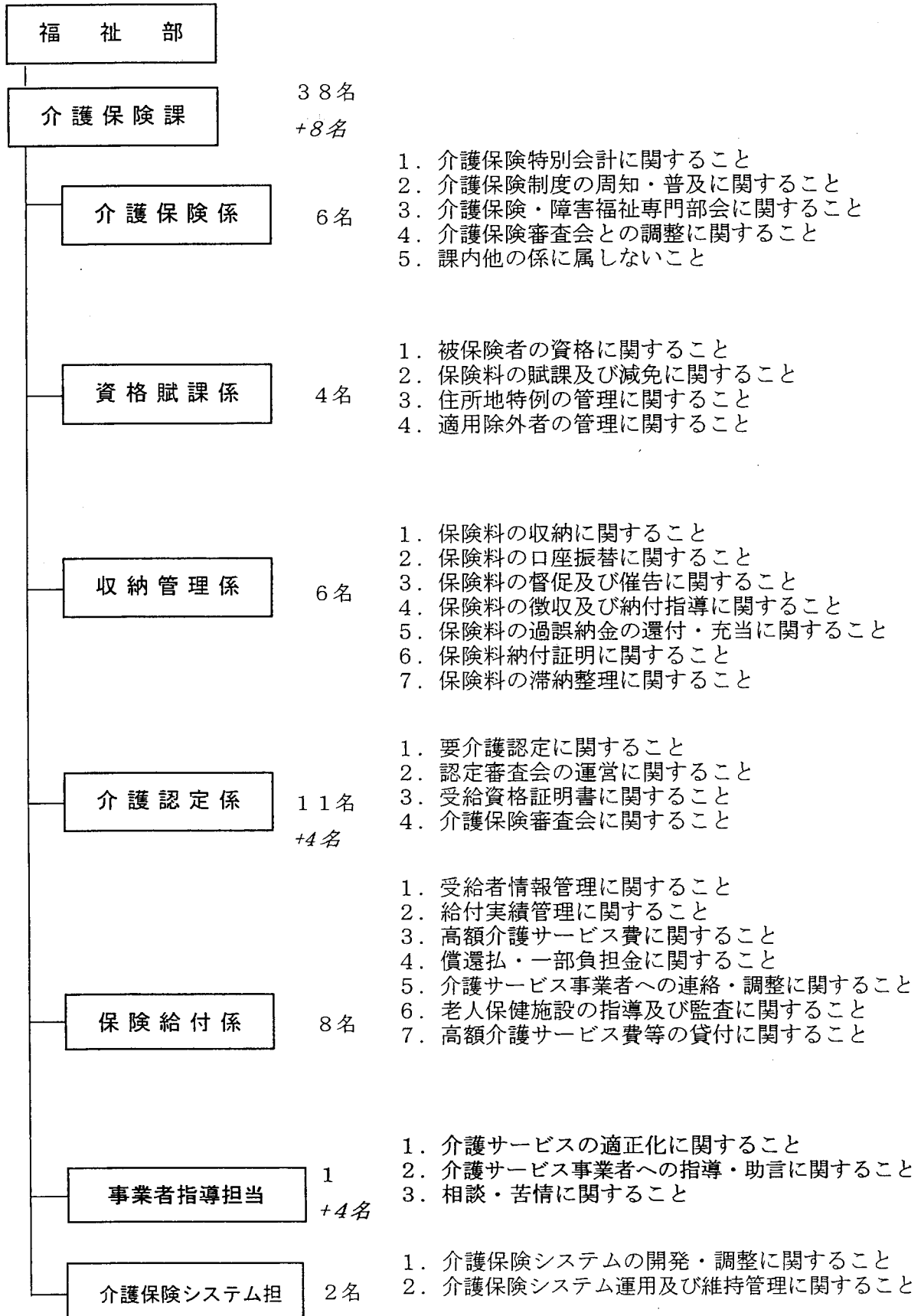
- 1 区民や事業者からの相談・苦情を事業運営に生かす
 - 1) 適正化に取り組む専管組織
 - 2) 相談・苦情を適正化に生かすしくみづくり
 - 3) 専門相談員が介護保険の相談に出向きます

- 2 最近の取り組み事例から
 - 1) 東京都一の巨額不正請求事件
 - 2) 日本初の「連座制」適用事件
 - 3) 東京都のバックアップがあつてこそ

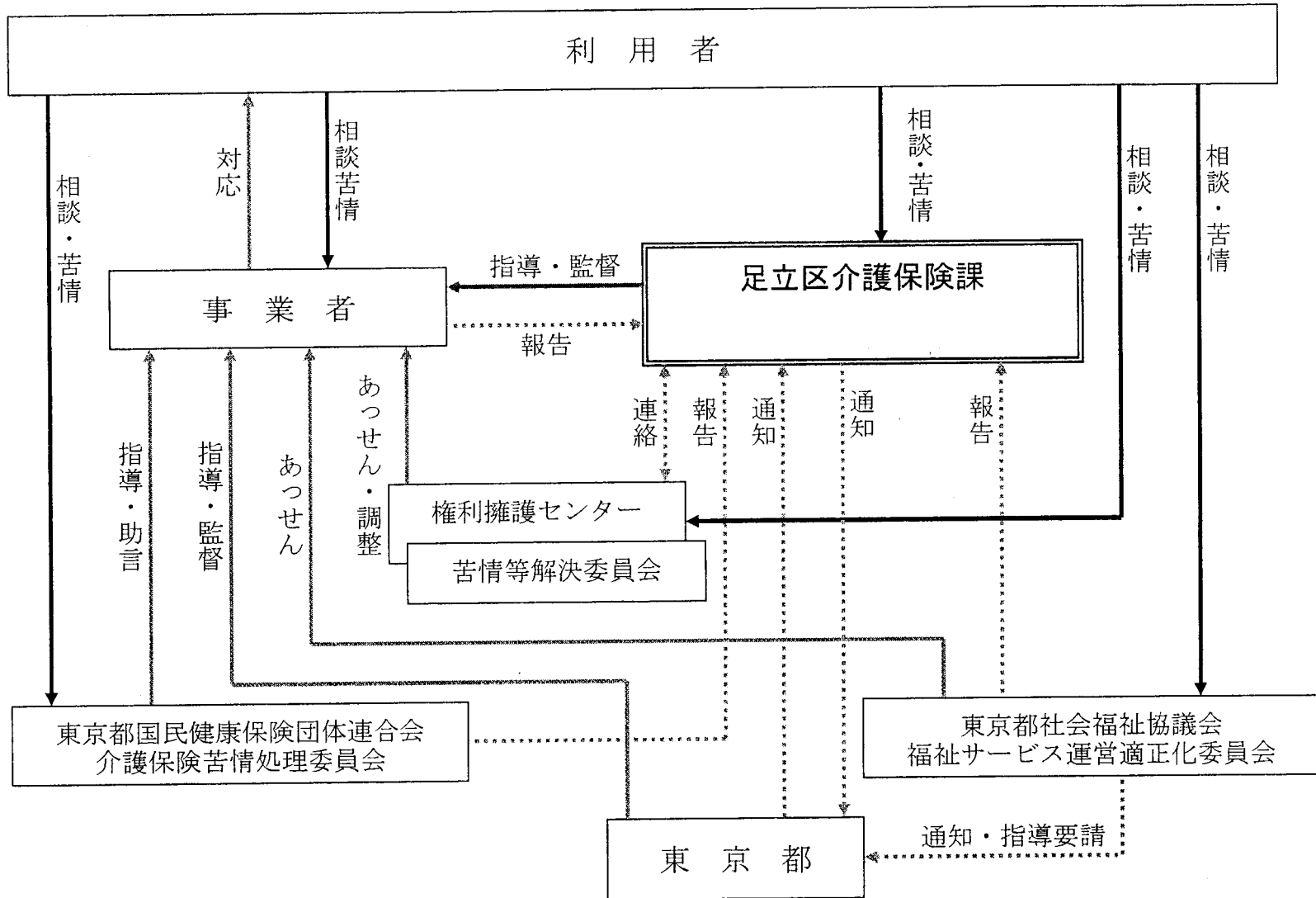
<参考資料>

- 1 足立区基本計画の体系から
- 2 足立区の福祉施策概要
- 3 高齢者施策担当組織について
- 4 足立区介護保険事業の全体状況について
- 5 「第三期事業者指導計画」

平成18年度の組織及び分掌事務



介護サービス提供事業者に対する苦情等の対応方法



不在連絡票

様

本日は、足立区介護保険課から、介護サービスについてのご感想およびご意見をうかがいにまいりましたが、ご不在でした。

つきましては、下記までご連絡をくださいますようお願いいたします。

平成 年 月 日
時 分

連絡先 足立区役所 介護保険課 事業者指導担当
担当
電話

訪問調査報告

平成18年 月 日 () : ~ :

課長	介護保険係長	事業者指導担当係	調査担当者

利用者	氏名	年齢 歳	被保険者番号
	住所 足立区 電話		要介護度 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5
サービス内容	事業所 () ケアマネージャー () ケアプラン配布 有・無 ケアマネ訪問 有・無 (月に 回)		
利用者の要望等			
調査結果	居宅支援 有・無		

報 告 書

介護保険 課 長	介護保険 係長	事業者 指導担当

平成18年 月 日 ()

年月日	平成18年 月 日 ()
事 業 者	
聞き取り	
苦情申立者	
内 容	
今 後	

介護報酬再び不正請求

指定取り消し業者 2社受け皿に

介護報酬約1億円の不正 都は同日また介護保険
 請求が発覚し、東京都から 法に基づいて2社の事業者
 今年5月に介護事業者の指 指定を取り消した。
 定取り消し処分を受けた 「芝ケアー・マネージメン
 ト」(弊業所・足立区)が、 別の2社にヘルパーや利用
 者を移し替えて不正請求を 続けていたことが7日、わ
 かった。2社はともども芝
 ケア社の実質的オーナーの 所有で、指定取り消し後の
 受け皿に利用された形だ。

介護報酬約1億円の不正 都は同日また介護保険
 請求が発覚し、利用者から自己
 請求し、負担分約1000万円を
 されたサービスを行ったよ
 うな疑いなどの手口で、足
 立区や北区など計約94
 00万円の介護報酬を不正
 月に事業者指定を取り消し

た。
 芝ケア社のヘルパーや防
 問介護サービスの利用者が
 休眠状態だったあすか社に
 移されたのは、都が足立区
 から通報を受けて調査を始
 めた直後の今年2月。あす
 か社は芝ケア社が指定取り
 消し処分を受けた後も介護
 サービス事業を続け、実額
 を水増しするなどして、荒
 川区などに介護報酬数十万
 円を不正請求していた。

また、通所介護の拠点と
 なっていた芝ケア社の事業
 所には紙布工房が移転。芝
 ケア社の指定取り消し直後
 の6月、勤務実態のないヘル
 パーの資格証明を出す
 などして虚偽の申請書類を
 そとえ、新たに介護事業者
 の指定を都から受けてい
 った。

事業者指定を取り消され
 た会社や役員は、介護保険
 法の規定で5年間、新たな
 指定を受けられない。
 あすか社の届け出上の社
 長は「全社を借りて事業を
 引き継いだ。(オーナーの)
 男性には経営のアドバイザー
 を受けているだけ」と話し
 ている。

介護報酬不正請求、虚偽申請

2事業者指定取り消し

全国初、「連座制」も適用

都福祉保健局

都福祉保健局は7日、
 介護報酬の不正請求や虚
 偽の事業指定申請をした
 として、いずれも足立区

の介護保険サービス事業
 者の「あすかケアーセン
 ター」と「紙布工房」に
 ついて、介護保険法に基
 づく事業者指定を6日付
 で取り消したと発表し
 った。

同局によると、「あす
 か」は2月から7月にか
 けて、運営する訪問介護
 事業で実際に行っていな
 いサービスを提供したよ
 うに疑うなどし、総額36

万円の介護報酬を荒川区
 に不正請求した。「紙布」
 は2月、別の事業者を務
 める職員の人を労働職員
 として雇ったとする虚偽
 の申請書を作成し、訪問
 介護事業の指定を受け
 た。

都は5月に新宿区の
 「芝ケアー・マネージメ
 ント」が足立区などに総
 額1億円の介護報酬を不正
 請求したとして、事業
 者指定を取り消した。足
 立区は7月、この不正請
 求に関与したとみられる
 施設管理者の男性を詐欺
 容疑で警視庁総務課に刑
 事告発しているが、男性
 は今回処分された2事業
 者でも一時、代表を務め
 ていた。【夫彰子】

参考資料

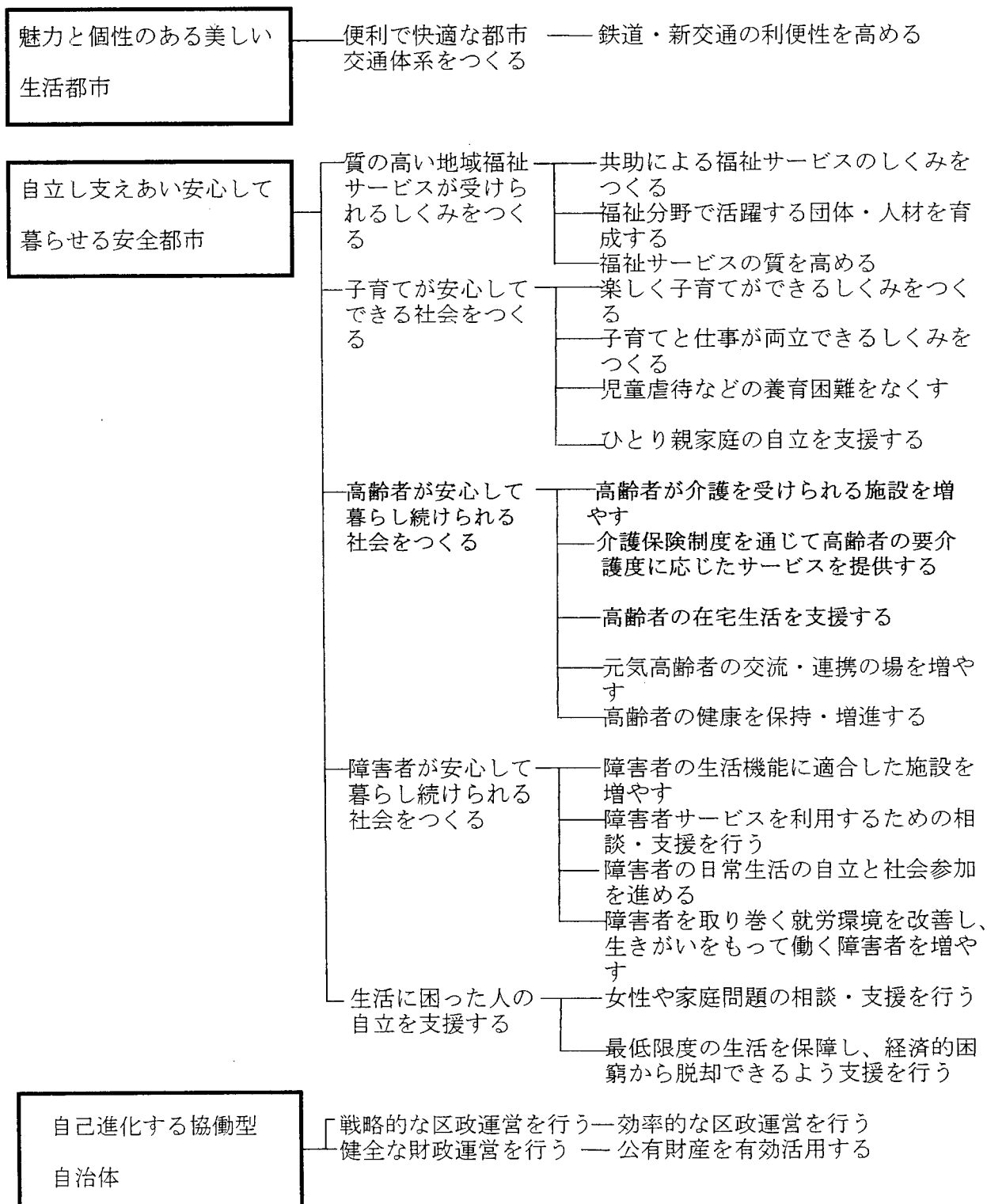
- 1 足立区基本計画の体系から
- 2 足立区の福祉施策概要
- 3 高齢者施策担当組織について
- 4 足立区介護保険事業の全体状況について
- 5 「第三期事業者指導計画」

新基本計画の体系

●新基本構想に示された足立区の3つの将来像

- 魅力と個性のある美しい生活都市
- 自立し支えあい安心して暮らせる安全都市
- 人間力と文化力を育み活力あふれる文化都市

福祉部の施策が属する基本計画の体系



足立区の福祉施策

I 足立区の人口構造等の特徴

足立区は、53.20km²の面積を有し、平成18年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口は624,365名、世帯数は282,274世帯です。昨年同期比では、人口は64人の減少、世帯数は2,434世帯の増加となっています。

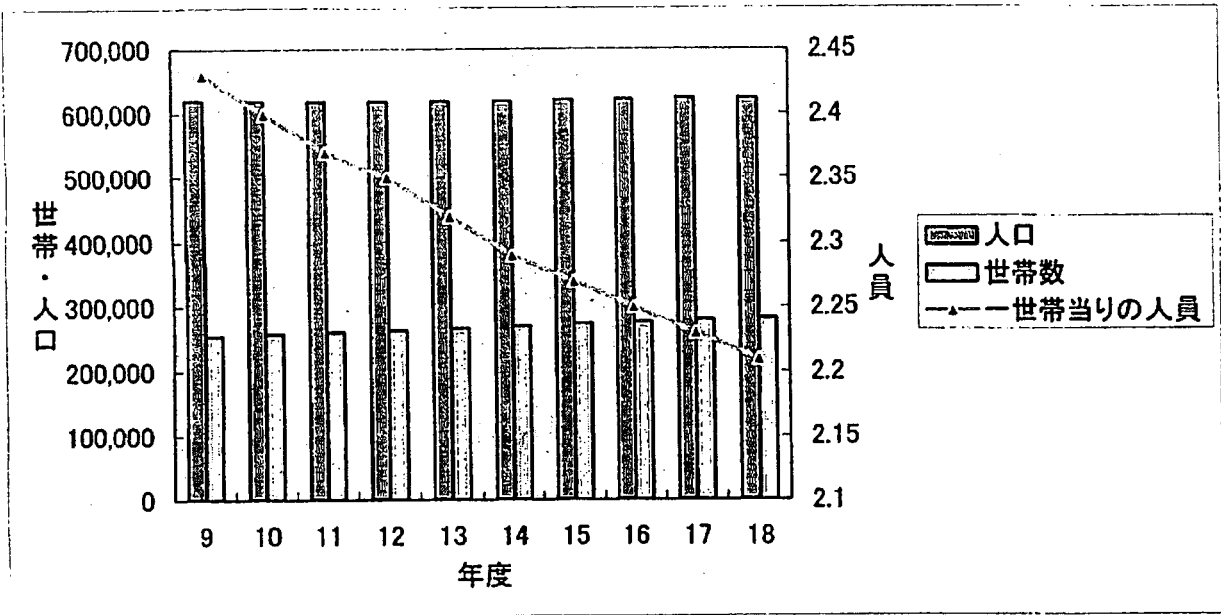
また、人口動態では、平成17年にはいり自然動態（出生・死亡）が減少をはじめ、社会動態（転入・転出）は増加しています。足立区でも転入増を除くと人口減少傾向が始まっています。

その中で、世帯数は増加を続け、一世帯あたりの世帯員数はこの10年間で0.22人減少しており、このことは、少子化の進行や、ひとり暮らし・高齢者のみ世帯が増加していることを示しているといえます。

《表1》近年の人口・世帯数・一世帯あたりの人員（住記） 各年の1月1日数値

年 度	人 口	世 帯 数	一世帯当りの人員
9 年	620,557	255,071	2.43
10 年	619,732	258,127	2.40
11 年	619,002	261,144	2.37
12 年	618,644	263,535	2.35
13 年	619,364	266,874	2.32
14 年	620,015	270,437	2.29
15 年	621,585	274,158	2.27
16 年	622,478	276,595	2.25
17 年	624,429	279,840	2.23
18 年	624,365	282,274	2.21

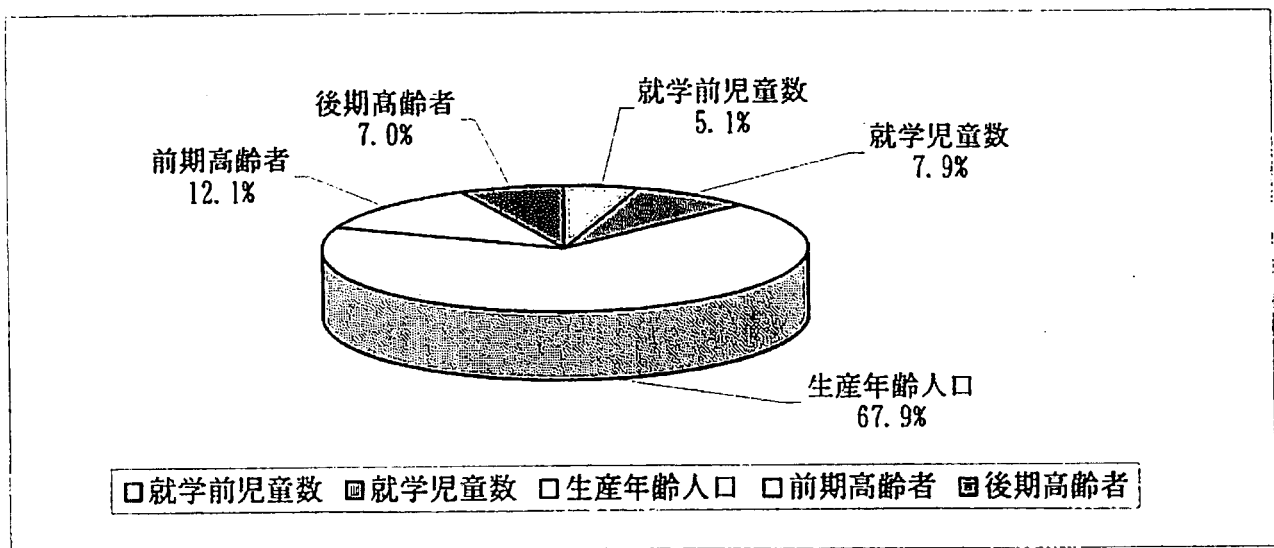
《グラフ1》近年の人口・世帯数・一世帯あたりの人員の推移



外国人登録者を含む総人口は、平成18年1月1日現在645,770名であり、年齢別構成では就学前児童数が33,156名(5.1%)、就学年齢児童生徒数50,729名(7.9%)、生産年齢人口438,398名(67.9%)、65歳以上75歳未満の前期高齢者人口78,063名(12.1%)、75歳以上の後期高齢者人口45,424名(7.0%)となっています。65歳以上の総高齢者数は123,487人、高齢化率は19.1%で高齢化が急速に進んでいます。

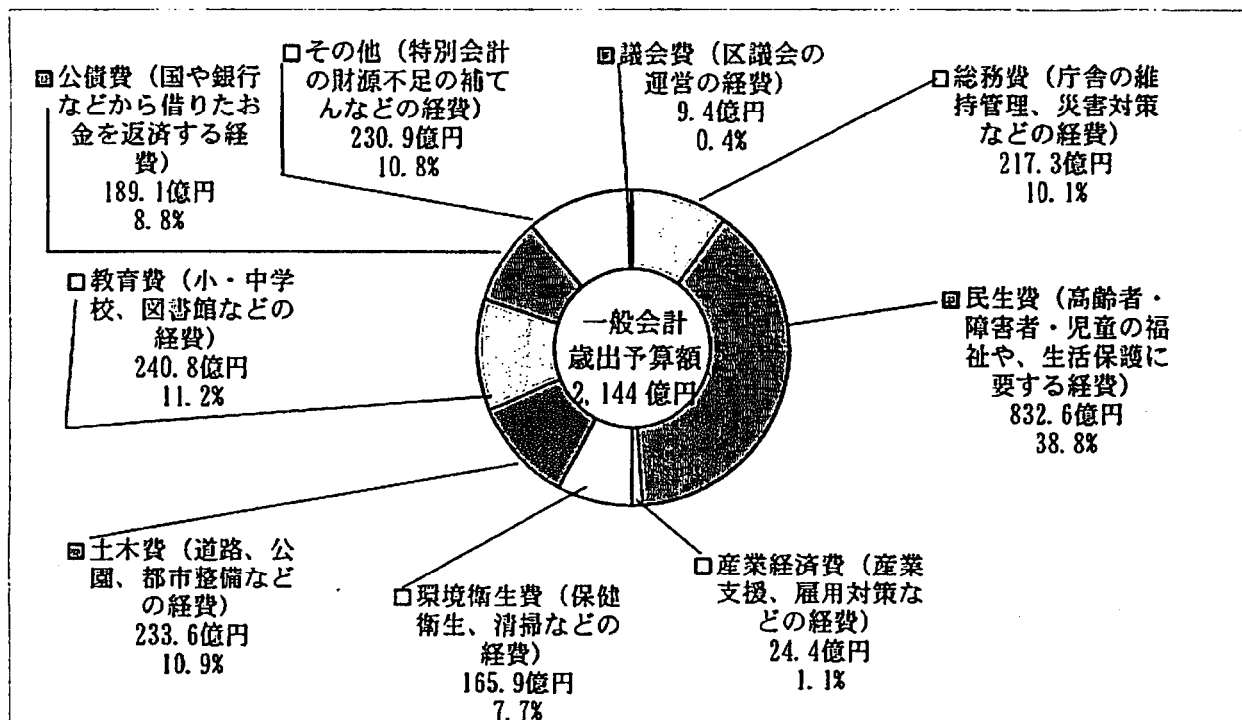
《グラフ2》年齢別人口構成

平成18年1月1日現在



V 足立区の福祉予算

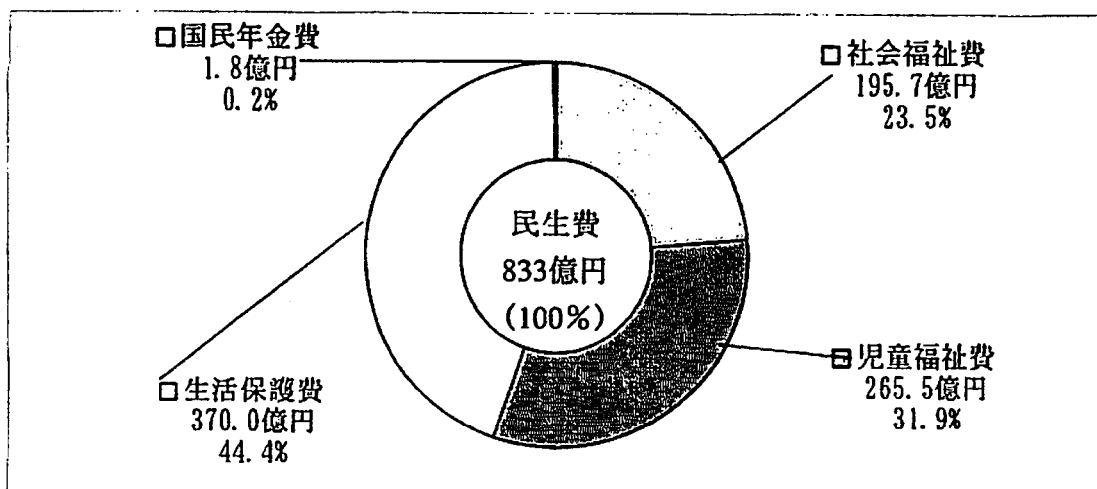
1 平成18年度足立区目的別歳出予算(一般会計当初予算)



2 介護保険特別会計予算(平成18年度) 約 297 億円

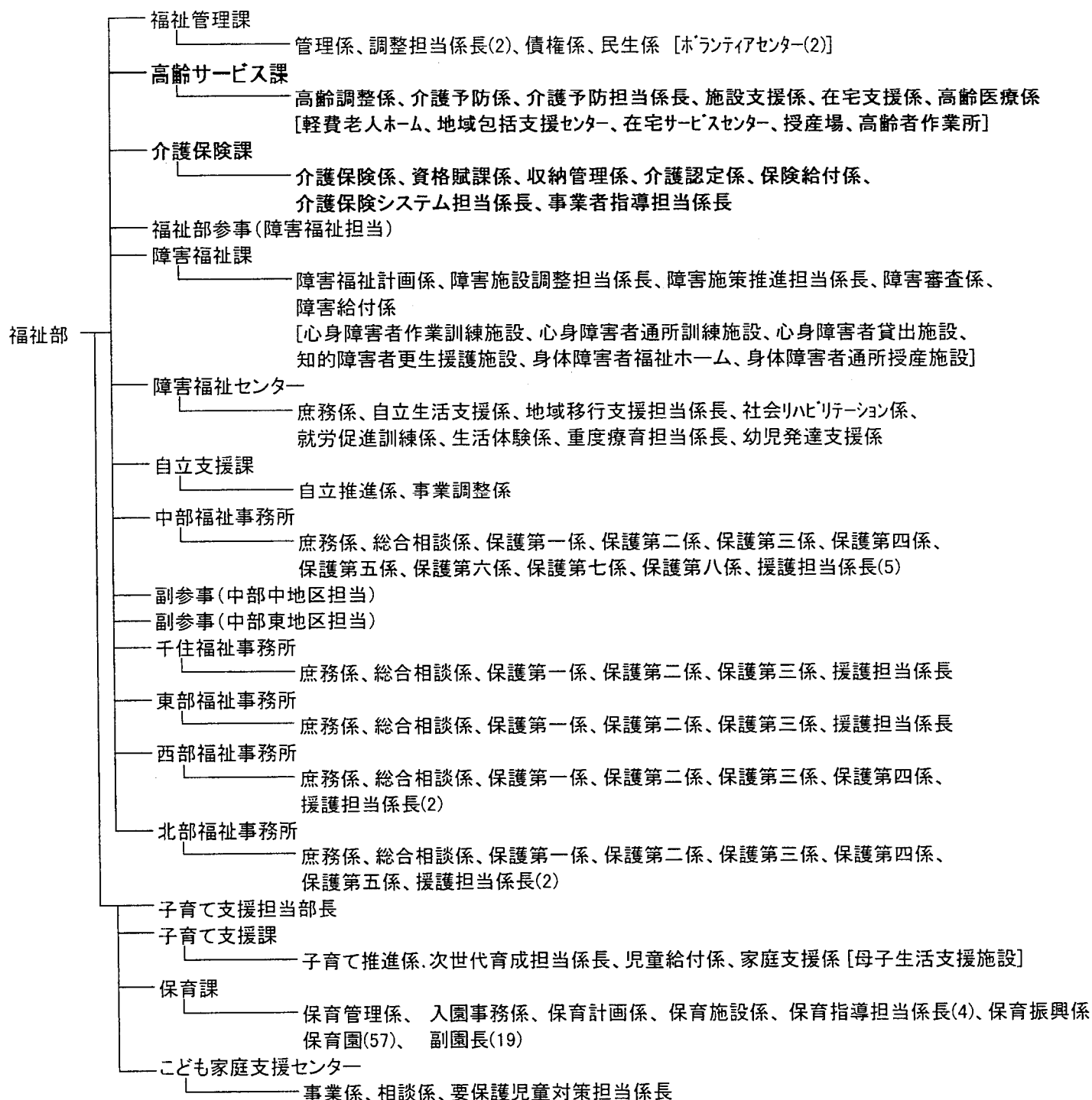
3 老人保健医療特別会計予算(平成18年度) 約 442 億円

平成18年度民生費当初予算内訳

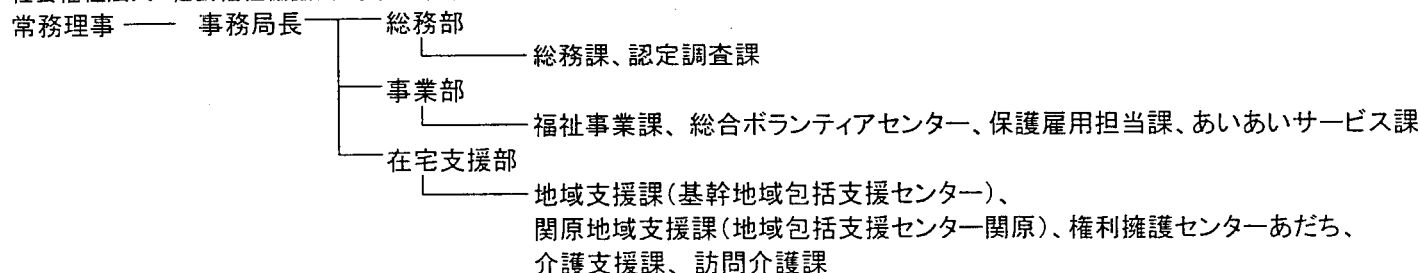


平成18年度足立区福祉部行政組織機構図

平成18年4月1日現在



社会福祉法人 社会福祉協議会(事務局抜粋)



介護保険

介護保険は、区内に住所を有する40歳以上の人が入会者（被保険者）となり、保険料を納め、介護が必要になった時に介護サービスを利用できる制度である。

(1) 被保険者

介護保険の被保険者は、年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分かれ、介護サービスを利用できる条件や保険料の決め方・納付方法が異なっている。第1号被保険者は65歳以上の人で第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

内訳/年度	13	14	15	16	17
65歳以上75歳未満	69,005	72,229	73,779	75,941	78,670
75歳以上	37,447	39,572	41,960	44,035	46,606
(再掲)住所地特例者	265	241	238	228	242
(再掲)外国人	1,074	1,109	1,136	1,185	1,230
計	106,452	111,801	115,739	119,976	125,276

※「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

(2) 保険料の賦課・収納状況

第1号被保険者の保険料は事業運営期間(3年度)ごとの基準額に基づき、所得段階に応じて決められる。徴収方法には、特別徴収(年金天引)と普通徴収(個別の徴収)がある。保険料の滞納を防ぐために、休日納付相談、自動電話催告、口座振替納付の促進、徴収嘱託員による訪問徴収などを実施している。

ア 第1号被保険者保険料調定額(介護保険課資格賦課係)

年度	総 数		特 別 徴 収		普 通 徴 収	
	被保険者数(人)	調定額(千円)	被保険者数	調定額(千円)	被保険者数	調定額(千円)
13	106,452	2,963,793	77,649	2,194,699	28,803	769,094
14	111,801	4,100,667	81,761	3,008,873	30,040	1,091,794
15	115,739	4,278,060	85,912	3,213,580	29,827	1,064,480
16	119,976	4,398,959	89,209	3,335,397	30,767	1,063,562
17	125,276	4,561,725	89,637	3,437,759	35,639	1,123,966

※被保険者数は3月末現在。調定額は5月末現在。

イ 第1号被保険者保険料収納額(介護保険課収納管理係)

年度	現 年 分			滞 納 繰 越 分		
	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)
13	2,963,793,940	2,891,160,376	97.55	24,929,710	9,424,350	37.80
14	4,100,667,780	3,979,578,557	97.05	97,600,834	24,883,704	25.50
15	4,278,060,650	4,147,500,000	96.95	187,017,743	36,867,359	19.71
16	4,398,959,530	4,264,990,096	96.95	239,202,894	49,277,344	20.60
17	4,561,725,200	4,424,442,856	96.99	260,770,314	49,886,116	19.13

※調定額・収納額は5月末現在。

(3) 要介護・要支援認定（介護保険課認定係）

ア 認定申請

介護保険の給付を受けるためには、申請を行い要支援・要介護認定を受けることが必要である。高齢化と介護保険制度の定着により申請は年々増加していたが、17年度は、制度改正により認定期間が24か月まで延長可能となり、申請件数が減少した。

申請後は訪問調査を実施し、調査結果と主治医意見書にもとづき認定審査が行われる。

要介護・要支援認定申請件数の推移

(件)

申請／年度	13	14	15	16	17
新規申請	5,422	6,180	6,221	6,002	5,845
更新申請	12,801	15,029	17,369	19,860	12,735
その他	932	1,288	1,581	1,734	1,965
計	19,155	22,497	25,171	27,596	20,545

※各年度とも3月31日現在

認定申請は、新規、更新の他に区分変更、転入等がある。

イ 認定審査会開催状況

認定審査は、医療・保健・福祉の学識経験者5人程度で構成される合議体で審査・判定が行われる。任期2年で委嘱された審査委員で35合議体を構成し、17年度は642回の審査会を開催した。

認定審査会（合議体）実績

年度	開催数	判定件数	平均件数
13	646	18,446	29
14	666	21,318	32
15	742	23,954	32
16	778	26,768	34
17	642	19,905	31

ウ 認定者

認定審査会で、必要な介護の度合いに応じて要介護度が決定される。

要介護度は、従来「要支援」と「要介護1から5」までの6段階に区分されていたが、制度改正により「要支援1・2」と「要介護1から5」までの7段階の区分になった。

要介護・要支援認定者数の推移

(人)

介護度別／年度	13	14	15	16	17
軽度					
要支援	1,155	1,637	2,143	2,665	2,795
要支援 1	-	-	-	-	124
要支援 2	-	-	-	-	130
要介護 1	3,841	4,719	5,699	6,143	6,640
要介護 2	2,831	3,281	3,099	3,280	3,533
要介護 3	2,087	2,401	2,654	2,876	2,989
要介護 4	1,779	2,024	2,415	2,479	2,574
重度					
要介護 5	1,616	1,914	2,354	2,538	2,483
合計	13,309	15,976	18,364	19,981	21,268

※要支援1・2については、平成18年3月から認定を開始

※各年度とも3月31日現在

(4) 保険給付状況

ア 介護サービス受給者数の推移

受給者数／年度	13	14	15	16	17
居 宅	8,127	9,933	11,488	12,642	13,503
施 設	2,100	2,309	2,393	2,492	2,585
計	10,227	12,242	13,881	15,134	16,088

※在宅受給者数は、償還払(福祉用具購入、住宅改修)のみの受給者は含まない。

イ 介護サービス別保険給付費

サービス名／年度	13	14	15	16	17
居					
訪問介護	3,478,350	4,300,093	5,072,475	5,514,179	5,695,084
訪問入浴	391,719	427,855	456,014	489,563	484,626
訪問看護	646,053	654,418	641,980	671,698	659,896
訪問リハビリ	28,495	26,308	22,661	17,703	16,539
通所介護	1,177,503	1,520,960	1,995,267	2,434,577	2,788,509
通所リハビリ	988,117	1,094,509	1,212,480	1,267,607	1,259,784
福祉用具貸与	416,940	575,853	720,637	890,673	985,963
短期入所生活介護	239,197	341,411	374,910	455,033	505,344
短期入所療養施設	-	157,709	249,852	277,423	239,739
短期入所療養介護	150,185	26,527	40,018	50,111	54,180
居宅療養管理指導	249,074	313,869	370,122	410,800	400,285
認知症対応型共同生活介護	81,194	215,729	447,482	775,481	1,149,511
特定施設入所者生活介護	418,936	641,224	926,687	1,115,767	1,236,775
居宅介護支援	673,914	796,224	1,094,310	1,243,742	1,295,757
計	8,939,677	11,092,689	13,624,895	15,614,357	16,771,992
施					
特別養護老人ホーム	3,711,392	4,066,481	3,867,443	3,948,118	3,973,195
老人保健施設	1,885,764	1,956,405	2,105,327	2,206,563	2,551,680
療養型医療施設	748,229	1,075,168	1,436,427	1,606,497	1,607,395
食事費用	1,083,123	1,213,306	1,292,620	1,349,163	825,863
計	7,428,508	8,311,360	8,701,817	9,110,341	8,958,133
償					
福祉用具購入	43,055	48,235	57,104	67,328	70,949
住宅改修	121,689	157,328	156,202	172,153	152,623
短期入所	23,087	-	-	-	-
計	187,831	205,563	213,306	239,481	223,572
高額介護サービス費(公費)	39,795	51,862	74,357	92,686	115,135
高額介護サービス費(区支払分)	82,754	107,762	132,314	161,607	187,591
特定入所者介護サービス費	-	-	-	-	309,688
審査支払手数料	36,820	43,665	50,828	46,406	49,722
その他	0	1,380	381	331	52
過誤請求等の返還金	0	-4,235	-193	-72	-10,935
国保連高額介護サービス費返還金	0	-9,493	0	0	0
第三者行為による賠償金	0	0	-1,453	0	0
総 計	16,715,385	19,800,553	22,796,252	25,265,137	26,604,950

※「その他」とは、特例居宅介護サービス費及び施設食事費用に係る差額支給である。

※特定入所者介護サービス費は、平成17年10月からの給付である。

第三期介護保険事業者指導計画

1 事業者指導を取り巻く最近の状況

- (1) 17年10月及び18年4月の制度改正
 - ① 地域密着型介護サービス事業創設による保険者による事業者指導権限の強化
 - ② 東京都による介護サービス情報の公表制度導入
- (2) 公益通報者保護制度の整備
- (3) 大規模不正事件の摘発

2 事業者指導の基本的視点

- (1) 重点項目
 - ① 地域密着型介護サービスにおける事業者情報整備と実態把握
 - ② 苦情・相談に係る受付窓口の整備・職員体制の強化および対応マニュアル等整備
- (2) 三カ年での指導サイクルの確立
- (3) 年度ごとの実施計画策定

3 第三期事業者指導実施計画

(1) 基本姿勢

- ① 指導を通して介護保険サービスの向上を目指す
- ② 認定調査や給付事業における事業者情報を一元化するとともに、それぞれの事業と連携した総合的な課内体制を整備する。
- ③ 職員が地域に出向き利用者及び事業者の実態をきめこまかに把握する手法を中心に、事業者指導をすすめていく。

(2) 組織計画

年 度	18年度前半	18年度後半	19年度予定	20年度予定
係 長	1	1	1	1
職 員	—	—	2	2
専門非常勤職員	3	4	7	7
計	4	5	10	10

(3) 指導計画

第三期

年 度	18年度	19年度	20年度
目 的	制度改正の内容の周知徹底を目指す	介護サービスの質の向上を目指す	介護サービスの質の向上を目指す
内 容	①事業者情報の一元化 ②地域密着型介護サービス事業者の実態把握 ③事業者一斉指導（Ⅰ） （3年に1回実地指導） ④苦情・相談体制の構築	①事業者情報一元管理 ②地域密着型介護サービス事業者指導 ③事業者一斉指導（Ⅱ） （3年に1回実地指導） ④苦情・相談体制確立	①事業者情報一元管理 ②地域密着型介護サービス事業者指導 ③事業者一斉指導（Ⅲ） （3年に1回実地指導） ④苦情・相談機能の充実
実地指導対象事業者			
居宅介護支援			
訪問介護			
通所介護			
訪問入浴			
訪問介護			
通所リハビリ			
実地指導対象地域密着型サービス			
グループホーム			
通所介護			
夜間対応型訪問介護			
小規模多機能			
要指導事業所			